## ―――財産分与などでで困らないために――

1999 (平成11) 3月9日 弁護士 坂 和 章 平 (本文中の資料は掲載を省略しました)

## 第1. 法律的なものの考え方アラカルト

1. 証拠による事実認定

「水を入れたコップがある。ここに葉っぱを入れたら浮き、石を入れたら沈む」という言い方は正しいか?

- 2. 「疑わしきは罰せず」の考え方とオウム事件
- 3. 「少年法の理念」と少年A事件
- 4. 「大岡裁き」と「ソロモン王の裁き」の異同
- 5. 陪審制を考える
  - 1) 市民の義務、市民から選ばれた陪審員
  - 2) 法廷での証拠のみに基づいて判断
  - 3) 職業裁判官制度との優劣
- 第2. 法的事実と生の事実との仕分け
  - 1. 法律的意味における「主張」「立証」とは?
    - -----争点整理の重要性-----
  - 2. 紛争の構造
    - ① Aも自分の主張する事実が真実だと主張
    - ② Bも自分の主張する事実が真実だと主張
    - ③ このように本来1つであるべき真実がくいちがうところを 証拠にもとづいて、事実認定をするのが法的事実認定
  - 3. 争点の特定=争点整理
    - =争いのない事実と争いのある事実の仕分け
  - 4. 争点判断のために必要な事実(主要事実、間接事実、事情) と無関係な事実との仕分け
  - 5. 争点についての主張と立証の重要性 (=争点以外の主張の展開はかえって不利?)
  - 6. 立証責任という考え方
    - ex.) 貸金あり

弁済した

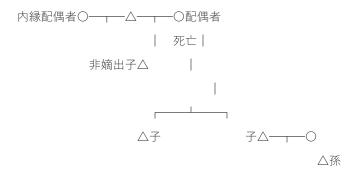
不貞行為あり

認知せよ

はどちらに立証責任があるか?

- 第3. ワンポイントアドバイス
- 1. 相続分
  - 1) 相続人(民887.889.890)、相続分(民900)、代襲相続 (民887)、





- ① 法定相続人・・・資料 1)
- ② 代襲相続
- ③ 嫡出子と非嫡出子(婚姻外の子、ex. 愛人の子、認知) —資料 3)
- ④ 配偶者と内縁の配偶者
- ⑤ 胎児の相続権(民886)・・・資料2)
- ⑥ 養子の相続権
- 2) 遺留分(民1028)、遺留分の生前放棄(民1043)・・・資料4)
- 3) 相続人の不存在(民951)・・・資料5) 特別縁故者への分与(民958の3)、国庫帰属(民959)
- 4) 養子の相続分
  - ①生前に孫を養子にするケースの意味。数は何人でもOKか?

· · · 資料 6)の 1

②相続資格重複・・・資料 6)の 2

- 2. 遺産分割
  - 1) 遺産分割協議(民906・907)
  - 2) 寄与分(民904の2)
  - 3) 共有か、現物分割か
  - 4) 遺産分割の調停――十分機能しているか?

(産経新聞連載「裁判所の窓から」)

- 3. 相続の承認・放棄
  - 1) 承認・放棄の期間(民915)
    - ① 熟慮期間=3か月
    - ② その起算点=「相続人が相続の開始を知った時」から
  - 2) 単純承認(民920・921)

「法定単純承認」=相続人が相続財産の全部または1部を

処分したとき

- 3) 限定承認(民922~)
- 4) 相続放棄の手続(民938)

家庭裁判所で相続放棄の申述

cf. 相続分なきことの証明 ・・・資料 7)

- 5) 相続放棄の効果
  - = はじめから相続人とならなかったものとみなす
- 4. 遺言
  - 1) 要式性(民960)

- 2) 普通方式(民967)
  - · 自筆証書 (民 9 6 8)
    - ①自書 ②日付 ③署名·押印 ④加除·訂正
      - →「保管をどうするか?」が問題
  - ·公正証書(民969)
  - ·秘密証書(民970)
    - →公正証書遺言がおすすめ!
- 3) 特別方式

死亡危急時(民976)など

- 4) 遺言の検認・開封(民1004)→家庭裁判所にて
  - ○遺言書と書いてあるが、形式不備の場合遺言書として有効か?
  - ○この場合、検認の必要性は?
- 5) 遺贈・受遺者(民964)および死因贈与(民554) ―資料8)
  - ○遺贈と死因贈与のちがい
    - →単独行為か契約か

しかし「死因贈与は遺贈に関する規定に従う」(民554)

- ○負担付死因贈与
- ○死因贈与の取消
- 6) 遺言執行者(民1006)
- 7) 遺言で生命保険の受取人を変更できるか? (夫が黙って受取人を妻から愛人に変更する遺言が出てきたら・・・)
  - ○保険契約者は保険金受取人の指定・変更をすることができる(商675 ①但書)
  - ○受取人を指定・変更したときは保険会社に通知しなければ 保険会社に対抗できない(商677 ①)
  - ○論点 = 変更の意思表示は相手方のない意思表示なのか、相 手方に到達の必要のある意思表示なのか?
  - ○結論
  - ・最判S62. 10. 29 ————方的意思表示で変更の効力生じる
  - ・東京高裁H10.3.25――生命保険の保険金受取人変更の意思表示は、

単独の意思表示として遺言によってすることもでき、この場合、遺言者(保険契約者)の死亡によって保険金受取人変更の効果が生じる

- 5. 1人ぐらしの老人の財産管理
- ――高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり」の発足――― ・・・資料 9)
- 6. 「成年後見制度」の導入(2000年4月)
  - ○「禁治産」制度の抜本的見直し
    - →「成年後見制度」新設(百年ぶり大改正)
  - 〇「任意後見」制度創設
  - ○「補助」制度創設
  - ○戸籍記載の廃止
  - ・・・資料10)の1、2
- 7. 介護保険新設の見通し (VS厚生年金などの制度改正)

・・・資料 11)の 1、 2

## 8. 相続税

- 課税最低限(遺産に係る基礎控除)
  5000万+1000万×法定相続人
- 2) 配偶者への税額軽減
- 3) 生前の相続税対策
- 4) 生命保険金の受取人への課税